

## 可児市農業委員会第 11 回農業委員会総会議事録

開催日時	平成 29 年 10 月 5 日（木）午後 1 時 30 分から 2 時 40 分
開催場所	可児市役所 5 階全員協議会室
農業委員	菱川 幸夫、大澤 正幸、可児 勉、井藤 平榮、勝野 英俊、日比野泰成、 二宮 章二、鈴木 啓之、奥村 武司、續木 明彦、兼松 君子、高木 伸敏、 渡邊 千春、山田 照男
農地利用最適 化推進委員	浅野 忠、三宅 祥雅、奥村 久光、長谷川謙司、溝口 茂、鈴木 好則、 可児すみ子、栗本 京治、溝口 知春
事務局	事務局長 渡辺 達也 課 長 堀部 建樹、係長 加藤 哲利、主任主査 金沢 貴
議 案	第 52 号 農地法第 4 条第 1 項の規定による農地転用許可申請に対する意見について 第 53 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による農地の権利の設定及び移転を伴う農地転用 許可申請に対する意見について 第 54 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可後の事業計画変更申請に対する意見に ついて 第 55 号 土地現況確認申請書（非農地）の承認について 第 56 号 農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画に対 する決定について
議 事 局	開会に先立ち、事務局から発言を求められていますので、お願いします。 議案書の削除をお願いします。 議案書 1 ページ、議案第 51 号、農地法第 3 条第 1 項の規定による農地の権利の設定及 び所有権移転申請に対する許可については、今回 1 件の申請ありましたが、申請者から取 り下げの申出がありましたので、削除をお願いします。続きまして、議案書 9 ページ、議 案第 53 号、農地法第 5 条第 1 項の規定による農地の権利の設定及び移転を伴う農地転用 許可申請に対する意見についての受付番号 12 の案件ですが、申請者から取り下げの申出 がありましたので、削除をお願いします。
議 長	平成 29 年第 11 回可児市農業委員会総会を招集しましたところ、委員各位には、公私共 に大変ご多忙の中をご参集賜りまして、誠にありがとうございます。 本日の農業委員の欠席委員は、0 名であり、只今の出席委員は 14 名で、定足数に達し ております。 また、推進委員の欠席委員は、0 名であり、出席委員は 9 名です。 これより、平成 29 年第 11 回可児市農業委員会総会を開会いたします。 それでは、議事に入ります。なお、本日の日程は、お手元に配布しました、議案のと おりとなっております。
議 長	日程第 1、議事録署名委員の指名を行います。本日の署名委員は議長において、8 番鈴 木啓之委員、9 番奥村武司委員の両名を指名します。

日程第3、議案第52号「農地法第4条第1項の規定による農地転用許可申請に対する意見について」を議題といたします。それでは、事務局の説明をお願いします。

事務局 議案第52号、農地法第4条第1項の規定による農地転用許可申請の内容について、説明させていただきます。今回は1件の申請があります。

受付番号1の案件は、申請人の川合の方が、貸駐車場の敷地とするため転用許可を求めるものです。

土地の概要は、川合字西野外1筆、地目は畑で、面積は合計500㎡のうち181㎡、農振区域外の農用地区域外の農地で、申請地の北側と西側は道路、東側は畑、南側は畑となっております。

転用事由としまして、貸駐車場を整備するとの計画であります。

なお、申請人より、農地法の許可を受けずに貸駐車場として利用していることから、始末書が添付されており、追認許可を求めるものです。

農地転用許可区分は、第1種住居地域であることから第3種農地と判断されます。

一般基準判定につきましては、雨水排水は自然浸透、上下水道は接続不要。農業用水への影響はなしとなっていることから、特に支障になることはないと思われま

す。周辺への影響には十分注意を払い施工するとともに、万一の場合は責任をもって対処し、一切の迷惑を掛けないとなっております、特に支障になることはないと思われま

す。以上で、説明を終わらせていただきます。

議長 只今、事務局から説明がありました。地元委員の発言をお願いします。

受付番号1、川合をお願いします。

大澤委員 受付番号1について、2番大澤が報告します。

既に鉄板を引いて駐車場として利用してはいたしましたが、今回貸駐車場を整備するという事で、始末書を添付し申請されました。第1種住居地域ですので転用に関しては問題ないと思います。

議長 只今、地元委員から発言のありました件につきまして、何かご意見、ご質問等はございませんか。

【意見なしの声多数あり】

議長 ご意見も無いようですのでお諮りいたします。

日程第3、議案第52号「農地法第4条第1項の規定による農地転用許可申請に対する意見について」は、原案のとおり県に進達することに、ご異議ございませんか。

【異議なしの声多数あり】

議長 ご異議ないものと認め、本案件は、原案のとおり県に進達することに決しました。

議長 日程第4、議案第53号「農地法第5条第1項の規定による農地の権利の設定及び移転を伴う農地転用許可申請に対する意見について」を議題といたします。それでは、事務局の説明をお願いします。

事務局 議案第53号、農地法第5条第1項の規定による農地の権利の設定及び移転に伴う農地転用許可申請の内容について、説明させていただきます。今回は、売買による所有権移転9件と、賃借権の設定2件の合計11件の申請があります。

受付番号1の案件は、譲渡人の広見の方と、譲受人の広見の方との間における売買によ

る所有権の移転で、譲受人が一般個人住宅を建築するため転用許可を求めるものです。

土地の概要は、広見六丁目、地目は畑、面積は、386 m<sup>2</sup>、農振区域外の農用地区域外の農地で、申請地の東側は譲渡人の田、南側は道路、西側は宅地、北側は譲渡人の畑となっており、許可後、平成30年1月31日までの計画としての申請です。

転用事由としましては、譲受人が、一般個人住宅を建築するとの計画であります。

農地転用許可区分は、第1種住居地域であることから、第3種農地と判断されます。

一般基準判定につきましては、雨水排水は前面道路側溝、上下水道は前面道路の整備済みの埋設管に接続。農業用水への影響はなしとなっていることから、特に支障になることはないと思われます。

受付番号2の案件は、譲渡人の浜松市中区の方外4名と、譲受人の大阪市中央区の法人との間における売買による所有権の移転で、譲受法人が太陽光発電施設を設置するため転用許可を求めるものです。

土地の概要は、兼山字鯉沢外8筆、地目は田と畑、面積は田の合計が109 m<sup>2</sup>、畑の合計が4,446 m<sup>2</sup>で、合計4,555 m<sup>2</sup>。農振区域外の農用地区域外の農地で、南西側申請地の東側は一体利用する原野と宅地・畑、西側は一体利用する山林、南側は山林、北側は一体利用する原野、北東側申請地の北東側は道路、西側は道路、南側は一体利用する雑種地となっており、許可後6ヶ月までの計画としての申請です。

転用事由としましては、譲受法人が隣接する雑種地及び原野と一体利用して太陽光発電施設を設置するとの計画であります。

農地転用許可区分は、農振区域外の農用地区域外の農地で宅地化の状況から3種になることが見込まれる概ね10ha未満の一団農地となっていることから、第2種農地と判断されます。

一般基準判定につきましては、隣地の同意書は添付されており、雨水排水は自然浸透と既設水路へ放流、上下水道は接続不要。農業用水への影響はなしとなっていることから、特に支障になることはないと思われます。

受付番号3の案件は、賃貸人の中恵土の方と、賃借人の静岡市駿河区の法人との間における賃借権の設定で、賃借人が土木建設用レンタル小型トラック駐車場を整備するため転用許可を求めるものです。

土地の概要は、中恵土字助太郎、地目は畑、面積は、442 m<sup>2</sup>、農振区域外の農用地区域外の農地で、申請地の西側は宅地、南側は賃貸人の葡萄畑、東側は道路、北側は国道となっており、許可後1年までの計画としての申請です。なお、本案件は、農地法の許可を受けずに建物を建築し使用していたため、始末書が添付されております。

転用事由としましては、賃借人が土木建設用レンタル小型トラック駐車場を整備するとの計画であります。

農地転用許可区分は、近隣商業地域であることから、立地基準判定は第3種農地と判断されます。

一般基準判定につきましては、雨水排水は前面道路側溝に、上下水道は接続不要。農業用水への影響はなしとなっていることから、特に支障になることはないと思われます。

受付番号4の案件は、譲渡人の広見の方と、譲受人の瀬田の法人との間における売買による所有権の移転で、譲受法人が林業資材置場とするため転用許可を求めるものです。

土地の概要は、石森字桜木、地目は田、面積は2,353㎡、農振区域内の農用地区域外の農地で、申請地の北側は道路、西側は田、南側は用悪水路、東側は田となっております。

なお、本案件は、農地法の許可を受けずに資材置場として使用していたため、始末書が添付されています。

転用事由としましては、譲受法人が林業資材置場を整備するとの計画であります。

農地転用許可区分は、広見東連絡所から350mとなっていることから、立地基準判定は第2種農地と判断されます。

一般基準判定につきましては、隣地所有者への説明は済ませており、土地改良の同意を得ております。雨水排水は自然浸透、上下水道は接続不要。農業用水への影響はなしとなっていることから、特に支障になることはないと思われます。

受付番号5の案件は、譲渡人の多治見市の方と、譲受人の土岐市の方との間における売買による所有権移転で、譲受人が太陽光発電施設を設置するため転用許可を求めるものです。

土地の概要は、久々利字大萱外4筆、地目は田と畑、面積は合計1,697㎡、農振区域内の農用地区域外の農地で、申請地の西側は一体利用する宅地と水路、南側は田、北側は山林、東側は山林、東西に走る道路を挟む形で申請地が位置しています。許可後6ヶ月までの計画としての申請です。

転用事由としましては、譲受人が太陽光発電施設を設置するとの計画であります。

農地転用許可区分は、宅地化の状況から3種になることが見込まれる概ね10ha未満の1団農地となっていることから、立地基準判定は第2種農地と判断されます。

一般基準判定につきましては、隣地所有者への説明は済ませており、雨水排水は自然浸透と既設水路に排水、上下水道は接続不要、水路管理者として排水の同意書が添付されており、農業用水への影響はなしとなっていることから、特に支障になることはないと思われます。

受付番号6の案件は、譲渡人の愛知県江南市の方と、譲受人の土田の方との間における売買による所有権の移転で、畑への進入路を設置するため転用許可を求めるものです。

土地の概要は、土田字宿、地目は畑、面積は86㎡、農振区域外の農用地区域外の農地で、申請地の北側は道路、南側は譲受人の畑、西側は宅地分譲予定地、東側は畑となっております。許可後1年までの計画としての申請です。

転用事由としましては、南側に隣接する畑と一体利用して畑への進入路を設置するとの計画であります。

農地転用許可区分は、第1種住居地域であることから、立地基準判定は第3種農地と判断されます。

一般基準判定につきましては、雨水排水は自然浸透、上下水道は接続不要。農業用水への影響はなしとなっていることから、特に支障になることはないと思われます。

受付番号7の案件は、譲渡人の愛知県江南市の方外3名と、譲受人の東帷子の方との間における売買による所有権の移転で、譲受人が6区画の宅地分譲をするため転用許可を求めるものです。

土地の概要は、土田字宿外4筆、地目は畑、面積は合計で1,500㎡、農振区域外の農用地区域外の農地で、申請地の北側と西側は道路、南側は畑、東側は南側畑の進入路となっ

ており、許可後1年までの計画としての申請です。

転用事由としましては、譲受人が6区画の宅地分譲をするとの計画であります。

農地転用許可区分は、第1種住居地域となっていることから、立地基準判定は第3種農地と判断されます。

一般基準判定につきましては、雨水排水は道路側溝、上下水道は前面道路の整備済みの埋設管に接続。農業用水への影響はなしとなっていることから、特に支障になることはないと思われます。

受付番号8の案件は、譲渡人の美濃加茂市の方と、譲受人の土田の方との間における売買による所有権の移転で、譲受人が一般個人住宅を建築するため転用許可を求めるものです。

土地の概要は、土田字富士ノ井、地目は畑、面積は284㎡、農振地域内の農用地区域外の農地で、申請地の北側は地目が畑の現況道路、西側は一体利用する地目が畑の現況道路、東側と南側は畑となっており、許可後6ヶ月までの計画としての申請です。

転用事由としましては、譲受人が一般個人住宅を建築するとの計画であります。

農地転用許可区分は、第1種住居地域となっていることから、立地基準判定は第3種農地と判断されます。

一般基準判定につきましては、隣地所有者への説明は済ませており、土地改良の同意があります。雨水排水は道路側溝、上下水道は前面道路の整備済みの埋設管に接続。農業用水への影響はなしとなっていることから、特に支障になることはないと思われます。

なお、事業計画変更受付番号2と同時申請となっております。

受付番号9の案件は、賃貸人の若葉台の方外1名と、賃借人の法人との間における賃借権の設定で、賃借法人がリハビリテーション施設を建設するため転用許可を求めるものです。

土地の概要は、帷子新町二丁目、地目は畑、面積は853㎡のうち522㎡、農振地域外の農用地区域外の農地で、申請地の北側は整形外科医院駐車場、東側は整形外科医院、西側は賃貸人の畑、南側は道路となっており、許可後1年までの計画としての申請です。

転用事由としましては、賃借法人がリハビリテーション施設を建設するとの計画であります。

農地転用許可区分は、第1種住居地域と近隣商業地域となっていることから、立地基準判定は第3種農地と判断されます。

一般基準判定につきましては、雨水排水は道路側溝に、上下水道は前面道路に整備済みの埋設管に接続。農業用水への影響はなしとなっていることから、特に支障になることはないと思われます。

受付番号10の案件は、譲渡人の美濃加茂市の方外2名と、譲受人の埼玉県志木市の方との間における売買による所有権の移転で、譲受人が一般個人住宅の庭・駐車場を整備するため転用許可を求めるものです。

土地の概要は、下恵土字清水、地目は畑、面積は157㎡、農振地域内の農用地区域外の農地で、申請地の北側は宅地、東側は道路、西側と南側は一体利用する宅地となっており、許可後12月31日までの計画としての申請です。

転用事由としましては、西側の土地と一体利用して一般個人住宅の庭・駐車場を整備す

るとの計画であります。

農地転用許可区分は、第1種住居地域となっていることから、立地基準判定は第3種農地と判断されます。

一般基準判定につきましては、雨水排水は自然浸透、上下水道は接続不要。農業用水への影響はなしとなっていることから、特に支障になることはないと思われま

す。なお、事業計画変更受付番号3と同時申請となっております。

受付番号11の案件は、譲渡人の奈良県生駒郡平群町の方と、譲受人の広見の法人との間における売買による所有権の移転で、譲受法人が2区画の宅地分譲をするため転用許可を求めるものです。

土地の概要は、下恵土字東林泉、地目は畑、面積は732㎡、農振区域外の農用地区域外の農地で、申請地の東側は宅地、南側は道路、北側は水路、西側は宅地となっており、許可後6ヶ月までの計画としての申請です。

転用事由としましては、譲受法人が2区画の宅地分譲をするとの計画であります。

農地転用許可区分は、第1種住居地域となっていることから、立地基準判定は第3種農地と判断されます。

一般基準判定につきましては、土地改良の同意があり、雨水排水は道路側溝と自然浸透、上下水道は前面道路に整備済みの埋設管に接続。農業用水への影響はなしとなっていることから、特に支障になることはないと思われま

す。いずれの案件も、周辺への影響には十分注意を払い施工するとともに、万一の場合は責任を持って対処し、一切の迷惑を掛けないとなっており、特に支障になることはないと思われま

議 長 只今、事務局から説明がありましたが、地元委員から順次、発言をお願いします。

受付番号1、広見をお願いします。

溝口(知)委員 受付番号1について、推進委員9番溝口が報告します。

隣接の農地は全て譲渡人です。問題ないと思います。

議 長 受付番号2、兼山をお願いします。

山田委員 受付番号2について、14番山田が報告します。

隣接雑種地及び原野を一体利用して、太陽光発電施設設備を設置するという申請です。隣地同意書は添付されております。雨水は南側の既設水路へ、農業用水への影響はありません。

議 長 受付番号3、中恵土をお願いします。

山田委員 続きまして、受付番号3について報告します。

果物売場としての小屋が建っており、始末書が添付されております。

周りには道路側溝があり農業用水への影響はありません。

議 長 受付番号4、石森をお願いします。

栗本委員 受付番号4について、推進委員8番栗本が報告します。

林業資材置場を整備するという申請ですが、既に資材置場として利用しており始末書が添付されております。問題ないと思います。

議 長 受付番号5、久々利をお願いします。

奥村(武)委員 受付番号5について、9番奥村が報告します。

議 長 書類の不備等により再提出された案件です。問題ないと思います。

井 藤 委員 受付番号6から8、土田お願いします。

4 番井藤が報告します。

受付番号6ですが、南側に隣接する畑と一体利用して畑への進入路を整備するという申請です。問題ないと思います。

続きまして、受付番号7ですが、6区画に宅地分譲するという申請です。上下水道は前面道路の整備済みの埋設管に接続、南側だけが農地に隣接するという事です。問題ないと思います。

続きまして、受付番号8ですが、何年か前に申請があり、許可されておりましたが、資金不足で事業ができなかったという事で、今回事業変更と同時に申請がありました。一度審議した案件ですので、支障はないと思います。

議 長 受付番号9、帷子お願いします。

勝 野 委員 受付番号9について、5番勝野が報告します。

区画整理された所で、事務局から説明があったとおりです。問題ないと思います。

議 長 受付番号10、11下恵土お願いします。

可 児 (勉) 委員 3 番可児が報告します。

受付番号10ですが、隣地宅地と一体利用して、庭、駐車場を整備するという申請です。問題ないと思います。

続きまして、受付番号11ですが、宅地分譲するという申請です。条件は事務局から詳しく説明があったとおり、全てクリアされております。

議 長 只今、地元委員から発言のありました件につきまして、何かご意見、ご質問等はございませんか。

大 澤 委員 大澤委員、どうぞ。

受付番号4ですが、会社が資材置場として使っていたということですが、農振農用地で2,300㎡という大きな土地で、今回始末書でオーケーということですか。そんな簡単に、優良農地を転用できるのですか。農振除外はどうなっておりますか。

事 務 局 農振除外は、平成15年5月に申請され認められており、除外は終わっております。

大 澤 委員 農振除外はされており、農地転用を怠ったという解釈でよろしいですか。

事 務 局 はい。

議 長 そのほか、ご意見、ご質問等はございませんか。

山 田 委員 山田委員、どうぞ。

太陽光発電についてですが、事務局にお尋ねします。

面積、強度、耐久性、環境、回収処分まで含めてガイドラインはありますか。

議会で建築指導課が答弁していたようですが、議会で話題になるということは、農業委員会としても何らかのガイドラインを持つべきだと思いますが。昨年、牛江局長が回収処分まで含めて指導すると言われましたが指導というのは言葉の表現で柔らかいわけですね。耐久性が20年として20年後の顔ぶれはいいないと思いますが、指導するとは言われましたが指導では表現が弱いと思います。建築指導課がやるべき問題かもしれませんが、可児市として何らかのガイドラインを持つべきだと思います。

事 務 局 上物としての太陽光発電施設については、農業委員会として正式な回答はできませんの

で、開発の元になっております建築指導課で対応するというごことをお願いします。

補足させていただきますと、農地法では太陽光発電の事業を実施する場合につきましては、経済産業省の認定があるかどうかということと、中部電力の接続承認が得られているかというこの二点は必ず求められますので、それについては審査されておりますが、それ以上のものについては、許可権者が求めておりませんので、審査をすることは考えていない状況です。

山田委員  
議長

分かりました。

そのほか、ご意見、ご質問等はございませんか。

可児委員、どうぞ。

可児(す)委員

受付番号8ですが、農地法には関係ないかもしれませんが、地図で見ると道路が途中で切れております。この辺は宅地化になってしまうようですが、道路の巾はきちんとありますか。

事務局

西側に過去に転用許可を受けられた土地がありまして、こちらを一体利用して南側の東西に通っている道路まで繋ぐという計画になっております。この道路が4m巾ありまして2mを使って一体利用するというごことで、確認申請も通るということをご建築指導課で確認させていただきます。

可児(す)委員  
議長

分かりました。

そのほか、ご意見、ご質問等はございませんか。

【意見なしの声多数あり】

議長

ご意見も無いようですのでお諮りいたします。

日程第3議案第53号「農地法第5条第1項の規定による農地の権利の設定及び移転を伴う農地転用許可申請に対する意見について」は、原案のとおり県に進達することに、ご異議ございませんか。

【異議なしの声多数あり】

議長

ご異議ないものと認め、本案件は、原案のとおり県に進達することに決しました。

議長

日程第5、議案第54号「農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請に対する意見について」を議題といたします。それでは、事務局の説明をお願いします。

事務局

議案第54号、農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請について、説明させていただきます。今回は3件の申請です。

受付番号1の案件は、当初事業者の東京都板橋区の法人は、5条許可後に所有権を移転して造成工事を始めましたが、隣接農地の所有者から土地を購入できることとなったため、事業計画を変更し、区域を拡張して多目的グラウンドを整備するとの計画について承認をもとめるものです。なお、新たに拡張する区域の農地については、平成29年8月に申請済みとなっております。

土地の概要は、大森字藤藪外2筆、地目は田、面積は合計1,894㎡、農振区域内の農用地区域外の農地で、申請地の東側は水路、西側は道路、南側は道路、北側は宅地となっております。許可後6ヶ月までの計画としての申請です。

農地転用許可区分は、宅地化の状況から3種になることが見込まれる概ね10ha未満の1団農地となっていることから、立地基準判定は第2種農地と判断されます。

一般基準判定につきましては、雨水排水は自然浸透、上下水道は接続不要。農業用水への影響はなしとなっていることから、特に支障になることはないと思われま

す。受付番号2の案件は、当初事業者の美濃加茂市の方が5条許可後に住宅を建築する計画でしたが、資金調達が困難となり断念しました。事業承継者である土田の方へ売買による所有権移転で、譲受人が申請地に一般個人住宅を建築するため承認を求めるものです。

土地の概要は、土田字富士ノ井、地目は畑、面積は合計284㎡、農振区域内の農用地区域外の農地で、申請地の東側と南側は畑、北側と西側は道路となっており、許可後6ヶ月までの計画としての申請です。

転用事由としまして、当初計画者の美濃加茂市の方は、申請地を取得して一般個人住宅を建築する計画でしたが、資金調達が困難となりで事業を断念しました。承継者は、近隣の賃貸アパートに住んでおり、申請地に一般個人住宅を建築して移転をするとのことです。

なお、第5条受付番号8と同時申請となっております。

農地転用許可区分は、第1種住居地域であることから、立地基準判定は第3種農地と判断されます。

一般基準判定につきましては、隣地の同意があり、土地改良の同意があります。雨水排水は道路側溝、上下水道は、前面道路に整備済みの埋設管に接続。農業用水への影響はなしとなっていることから特に支障になることはないと思われま

す。受付番号3の案件は、当初事業者の美濃加茂市の方外2名が5条許可後に駐車場を建築する計画でしたが、資金調達が困難となり断念しました。事業承継者である埼玉県志木市の方へ売買による所有権移転で、承継者が隣地宅地の中古住宅を購入し、申請地に一般個人住宅の庭と駐車場を整備するため承認を求めるものです。

土地の概要は、下恵土字清水、地目は畑、面積は157㎡、農振区域内の農用地区域外の農地で、申請地の北側は宅地、東側は道路、西側と南側は一体利用する宅地となっており、許可後12月31日までの計画としての申請です。

転用事由としまして、当初計画者の美濃加茂市の方は、申請地を取得して駐車場を整備する計画でしたが、資金調達が困難となりで事業を断念しました。承継者が隣接宅地の中古住宅を購入し、申請地に一般個人住宅の庭と駐車場を整備するとのことです。

なお、第5条受付番号10と同時申請となっております。

農地転用許可区分は、第1種住居地域であることから、立地基準判定は第3種農地と判断されます。

一般基準判定につきましては、雨水排水は自然浸透、上下水道は、接続不要。農業用水への影響はなしとなっていることから特に支障になることはないと思われま

す。以上で、説明を終わらせていただきます。

議 長 只今、事務局から説明がありましたが、地元委員から順次、発言をお願いします。

受付番号1、大森をお願いします。

可児(す)委員 受付番号1について、推進委員7番可児が報告します。

3回目の申請になりますが、一体利用するために再度申請が出されました。問題ないと思います。

議 長 受付番号2、土田をお願いします。

井藤委員 受付番号2について、4番井藤が報告します。

5条受付番号8で説明したとおり、許可を出した土地で、事業資金がなくなり事業ができなかったということで、今回申請が出されました。

議長 受付番号3、下恵土お願いします。

可児(勉)委員 受付番号3について、3番可児が報告します。

議長 先ほど事務局から詳しく説明があったとおりです。問題ないと思います。

議長 只今、地元の委員から発言のありました件につきまして、何かご意見、ご質問等はありませんか。

議長 【意見なしの声多数あり】

議長 ご意見も無いようですのでお諮りいたします。

議長 日程第5、議案第54号、「農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請に対する意見について」は、原案のとおり県に進達することにご異議ございませんか。

議長 【異議なしの声多数あり】

議長 ご異議ないものと認め、本案件は原案のとおり県に進達することに決しました。

議長 日程第6、議案第55号「土地現況確認申請書（非農地）の承認について」を議題いたします。それでは、事務局の説明をお願いします。

事務局 議案第55号、土地現況確認申請書（非農地）についての内容を説明させていただきます。今月は5件の申請があります。

受付番号1の案件は、の案件は、大森の方が所有する畑です。

土地の概要は、大森字代田、地目は畑、面積は509㎡です。昭和44年頃まで耕作していましたが、昭和44年頃に住宅を建築し、現在に至るとのことです。

今回、非農地申請を行うものです。

受付番号2の案件は、塩河の方が所有する畑です。

土地の概要は、塩河字勇吉屋敷、地目は畑、面積は214㎡です。昭和28年頃まで耕作していましたが、昭和28年に住宅を建築し、現在に至るとのことです。

今回、非農地申請を行うものです。

受付番号3の案件は、名古屋市守山区の方が所有する畑です。

土地の概要は、下恵土字愛宕、地目は畑、面積は330㎡です。少なくとも30年以上前から山林化しています。耕作状況については不明です。

今回、非農地申請を行うものです。

受付番号4の案件は、下恵土の方が所有する畑です。

土地の概要は、下恵土字愛宕外3筆、地目は畑、面積は合計1,111㎡です。少なくとも30年以上前から山林化しています。耕作状況については不明です。

今回、非農地申請を行うものです。

受付番号5の案件は、下恵土の方が所有する畑です。

土地の概要は、下恵土字愛宕外1筆、地目は畑、面積は合計452㎡です。少なくとも30年以上前から山林化しています。耕作状況については不明です。

今回、非農地申請を行うものです。

以上で説明を終わらせていただきます。

議 長 只今、事務局から説明がありました。地元委員から、発言をお願いします。

議 長 受付番号 1、大森をお願いします。

議 長 受付番号 1 について、10 番續木が報告します。

議 長 昭和 44 年に住宅を建てられ、おおよそ 48 年間、畑に建物が建っていたということで、一筆の土地としては宅地であることに間違いなく、今回の非農地申請は妥当だと思います。

議 長 受付番号 2、塩河をお願いします。

議 長 受付番号 2 について、推進委員 4 番長谷川が報告します。

議 長 昭和 28 年に住宅を建築され現在に至ります。妥当だと思います。

議 長 受付番号 3 から 5、下恵土をお願いします。

議 長 受付番号 3 から 5 まで、3 番可児が続けて報告します

議 長 竹藪の中に台帳地目が畑としてあったということです。先ほど事務局から説明がありましたが、30 年以上前から山林化している状態です。問題ないと思います。

議 長 只今、地元委員から発言のありました件につきまして、何かご意見、ご質問等はございませんか。

議 長 勝野委員、どうぞ。

議 長 受付番号 3 から 5 ですが、申請が出ている区域以外にもさうとう竹藪があるようですが、残っているところは畑地ではないですか。こういう場合、申請がなければ審議する必要はないと思いますが、あくまで申請地が出てきたときだけ審議すればいいという解釈でよろしいですか。

議 長 受付番号 3、4、5 については、それぞれ申請者が異なっておりまして、その方々の申請に基づいて非農地の審議を行っておりますので勝野委員がおっしゃるとおりです。

議 長 分かりました。

議 長 可児委員、どうぞ。

議 長 それについて、3 番可児が地元ということで報告します。私に知る限りでは大半の地目が山林になっている部分が沢山あります。そのうち相続された方が最近なので、そのまま残っていたということです。おそらく 80 パーセント以上は、早めに相続され地目は山林になっているという情報を得ております。参考までですが、よろしくをお願いします。

議 長 そのほか、ご意見、ご質問等はございませんか。

議 長 【意見なしの声多数あり】

議 長 ご意見もないようですので、お諮りいたします。

議 長 日程第 6 議案第 55 号、「土地現況確認申請書（非農地）の承認について」は、原案のとおり申請地が非農地にあたるものとして、本案件については、これを証明し、受付番号 1 と受付番号 2 については、県に進達することに、ご異議ございませんか。

議 長 【異議なしの声多数あり】

議 長 ご異議ないものと認め、本案件は、原案のとおり、県に進達することに決しました。事務局にお尋ねします。受付番号 3、4、5 はどうなっておりますか。

議 長 受付番号 3、4、5 については、建物が建っていないということで、県の進達なしで証明をすることになっております。

議 長 可児市の農業委員会が証明すればいいことですか。

事 務 局 はい、可児市が非農地の証明をして、申請者に返すということになります。

議 長 ここの許可で終わりですね。

事 務 局 建物が建っていないということで、県に進達することなく、この総会にかけて承認されたことによって証明というかたちを取っております。

議 長 そうということで、皆様ご理解をお願いします。

議 長 日程第7、議案第56号、「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画に対する決定について」を議題とします。

なお、受付番号1の案件は、7番可児すみ子推進委員の家族が利用権の設定を受けるものとなっているため、農業委員会等に関する法律第31条を準用し議案審議参与制限により審議に加わることができないため、7番可児すみ子推進委員の退席をお願いします。

(可児すみ子推進委員退席)

議 長 それでは、事務局の説明をお願いします。

事 務 局 議案第56号、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画に対する決定について、説明させていただきます。

今回の利用権の設定内容は、使用貸借1件、地目は田と畑で合計1,184.19㎡の集積となります。

受付番号1は、貸人の大森の方と借人の大森の方との間での使用貸借権の設定です。土地の概要は、大森字竹之腰外4筆、地目は田と畑、面積は合計1184.19㎡、再設定1件で、平成34年までの5年間、利用集積を図るものです。

以上で説明を終わらせていただきます。

議 長 只今、事務局から説明がありました件につきまして、何かご意見、ご質問はございませんか。

議 長 【意見なしの声多数あり】

ご意見も無いようですのでお諮りいたします。

日程第7、受付番号1の議案第56号、「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画に対する決定について」原案のとおり承認し、市長宛てに報告することに、ご異議ございませんか。

議 長 【異議なしの声多数あり】

ご異議がないものと認めます。よって、本案件を、原案のとおり承認、決定し、市長宛てに報告します。

ここで、可児すみ子推進委員の着席をお願いします。

(可児すみ子推進委員着席)

議 長 以上をもちまして、本日の総会に付議された議案の審議はすべて終了いたしました。委員各位には、各案件について慎重に審議を賜り誠にありがとうございました。これもちまして、平成29年第11回可児市農業委員会総会を閉会させていただきます。誠に、ご苦労様でございました。

<その他>

協議・報告事項

1. 農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理について

届出者3名

田8筆 面積5,354 m<sup>2</sup> 畑3筆 面積860 m<sup>2</sup>

合計7筆 面積6,214 m<sup>2</sup>

2. 第10回総会で審議し県に進達した案件について

3. 塩地内違反転用について

4. 農地現況調査について

5. 今後の日程

①現地確認 10月31日(火)

②第12回総会 11月2日(木) 午後1時30分から

③地域別農業委員・農地利用最適化推進委員合同研修会

11月17日(金) 午後1時から午後4時